

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2021 年 6 月 11 日

株式会社フジコー

2021 年 6 月 11 日

兵庫県伊丹市行基町一丁目 5 番地
株式会社フジコー
代表取締役社長 日原 邦明

株式交換に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、2021 年 5 月 13 日開催の取締役会において、2021 年 9 月 1 日を効力発生日として、日本毛織株式会社（以下「ニック」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、ニックとの間で、株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

本株式交換契約の内容については、別紙 1 をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法第 184 条第 1 項第 1 号）

(1) 本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項（会社法第 184 条第 3 項第 1 号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	ニック (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	3.05
本株式交換により交付する株式数	ニックの普通株式：1,905,164 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株に対して、ニックの普通株式（以下「ニック株式」といいます。）3.05 株を割当て交付いたします。ただし、ニックが保有する当社株式（本日現在 307,000 株）については、本株式交換によるニック株式の割当てを行いません。

なお、上記の本株式交換にかかる割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付するニック株式の数

ニックは、本株式交換に際して、本株式交換によりニックが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主（ただし、ニックを除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に 3.05 を乗じた数のニック株式を割当て交付する予定です。なお、ニックは、かかる交付に当たり、ニックが保有する自己株式（2020 年 11 月 30 日現在 14,752,611 株）を充当する予定であり、新たに新株式は発行しない予定です。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求にかかる株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当て交付するニック株式の総数については、当社による自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ニックの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交

換の効力発生日以降、ニックの単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

(i) 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びニックの定款の規定に基づき、単元未満株主がニックに対し、自己の保有するニックの単元未満株式と合わせて1単元(100株)となる数のニック株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がニックに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の株主に交付されるニック株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のニック株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる当社の株主にお支払いします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

ニック及び当社は、2020年12月にニックから当社に対して本株式交換について申し入れ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、ニックが当社を完全子会社とすることが、ニック及び当社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

ニック及び当社は、下記(3)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性を確保するため、ニックはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、当社は株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、ニックは弁護士法人中央総合法律事務所(以下「中央総合法律事務所」といいます。)を、当社は弁護士法人ほくと総合法律事務所(以下「ほくと総合法律事務所」といいます。)及び渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(以下「渥美坂井法律事務所」といいます。)をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

ニックは、第三者算定機関であるみずほ証券から2021年5月12日付で受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中央総合法律事務所からの助言、ニックが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断したとのことです。

当社は、下記(3)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから2021年5月12日付で受領した株式交換比率算定書、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言、並びに、下記(3)②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、ニックとの間で利害関係を有しない特別委員会から受領した答申書及び当社がニックに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、ニック及び当社は、それぞれの第三者算定機関から得た算定結果及び助言並びにそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回にわたり重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものという判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2021年5月13日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結することを決定しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の合意の上、変更されることがあります。

(ii) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに両社との関係

ニッケの第三者算定機関であるみずほ証券及び当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、いずれも、ニッケ及び当社から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

みずほ証券は、ニッケ及び当社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法（2021年5月12日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヵ月間、3ヵ月間、6ヵ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行ったとのことです。

各評価方法によるニッケの1株当たり株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとのことです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	2.52～2.73
DCF法	1.73～3.09

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、みずほ証券は、両社の事業見通し及び財務予測について、両社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、ニッケの事業見通し及び財務予測については、ニッケの了承の下、その財務予測の実現可能性を考慮して一定の修正を加えた財務予測を採用しているとのことです。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査定を行わず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。

なお、ニッケの財務予測には対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2021年11月期において、持分法による投資利益の減少に伴い、経常利益が約8,095百万円と対前年度比較で30%以上の減益となることを見込んでいるとのことです。また、2022年11月期において、2021年11月期に発生したコロナ関連損失などの一過性の特別損失などの減益要因がないことから、税引前当期純利益が約9,871百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでいるとのことです。一方、当社の財務予測には対前年度比較において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2022年3月期から2024年3月期にかけて、東京オリンピックの影響で大型展示会場が報道拠点に転用されたことによる展示会の減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済状況が緩やかに正常化に向かうこと、及び2020年10月における一関工場の火災により焼失した生産設備の再建による生産能力の回復・生産効率の改善により、2022年3月期の営業損失が約129百万円、経常損失が約19百万円、2023年3月期の営業損失が約13百万円、経常利益が約96百万円、2024年3月期の営業利益が約108百万円、経常利益が約218百万円、税引前当期純利益が約218百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでいるとのことです。また、2022年3月期に一関工場の火災にかかる保険金の特別利益を見込んでいることから、2022年3月期の税引前当期純利益が約441百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでいる一方、2023年3月期においては、一過性の特別利益の増益要因がないことから、税引前当期純利益が約96百万円と対前年度比較で30%以上の減益となることを見込んでいるとのことです。また、ニッケ及び当社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としていないとのことです。

AGSコンサルティングは、ニッケ株式及び当社株式がいずれも金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価手法による、ニッケ株式の1株当たり株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	2.52～2.73
D C F 法	2.23～4.11

市場株価法においては、ニッケについては、2021年5月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるニッケ株式の基準日の株価終値、2021年4月13日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2021年2月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2020年11月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。また、当社については、2021年5月12日を基準日として、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）「以下「J A S D A Q」といいます。」における基準日の直近取引成立日である2021年4月26日の株価終値、2021年4月13日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2021年2月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2020年11月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

D C F 法においては、ニッケについては、ニッケが作成した事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。また、当社については、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

A G S コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、ニッケ及び当社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実で A G S コンサルティングに対して未開示の事実は存在しないことを前提としております。A G S コンサルティングが D C F 法による算定の前提としたニッケ及び当社の財務予測については、A G S コンサルティングにおいて、ニッケ及び当社のそれぞれに対する質疑を実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、両社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

A G S コンサルティングが D C F 法による算定の前提としたニッケの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年11月期の経常利益8,307百万円と前期比大幅な減益を見込んでおります。これは主に持分法による投資利益の減少によるものであります。また、2022年11月期の税金等調整引前当期純利益9,753百万円と前期比大幅な増益を見込んでおります。これは主に2021年11月期に発生したコロナ関連損失などの一過性の減益要因がないことによるものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、A G S コンサルティングが D C F 法による算定の前提とした当社の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期の営業損失106百万円、2023年3月期の営業利益33百万円、2024年3月期の営業利益154百万円と前期比大幅な損益の改善を見込んでおります。これは主に東京オリンピックの影響で大型展示会場が報道拠点に転用されたことによる展示会減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済状況の悪化から緩やかに正常化に向かうこと、2020年10月における一関工場の火災により焼失した生産設備の再建による生産能力の回復・生産効率の改善による売上高改善・利益貢献を見込んでいるものであります。なお、当該財務予測は、上場維持コストの削減を除き、本株式交換の実施を前提としておりません。

（2）本株式交換の対価としてニッケ株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

ニッケ及び当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるニッケ株式を選択しました。ニッケ株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も引き続き流動性を有す

るため取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換による当社の完全子会社化により生ずる企業価値の向上を享受することが可能であること等を考慮して、ニック株式を本株式交換における交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である 2021 年 9 月 1 日（予定）をもって、当社はニックの完全子会社となり、完全子会社となる当社株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2021 年 8 月 30 日付で上場廃止（最終売買日は 2021 年 8 月 27 日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所 JASDAQにおいて当社株式を取引することはできませんが、当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるニック株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、本株式交換によりニックの単元株式数である 100 株以上のニック株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、当社株主の皆様のうち、ニック株式を 100 株未満割当交付される株主の皆様においては、単元未満株式となるため、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望によりニックの単元未満株式の買取制度又は買増制度をご活用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記（１）①（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換にともない、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記（１）①（注４）「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

（３）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

① 公正性を担保するための措置

ニック及び当社は、ニックが、既に当社株式 307,000 株（2021 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 1,000,000 株から自己株式 68,356 株を控除した 931,644 株に占める割合にして 32.95%（小数点以下第三位を切り捨て。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、当社がニックの持分法適用関連会社に該当すること、また、ニックの取締役 1 名・執行役員 1 名が当社の取締役を兼務していること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

（i）独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ニックは、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2021 年 5 月 12 日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得したとのことです。算定書の概要については、上記（１）②（ii）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ニックは、みずほ証券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

一方、当社は、両社から独立した第三者算定機関である A G S コンサルティングを選定し、2021 年 5 月 12 日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（１）②（ii）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、A G S コンサルティングより、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（ii）独立した法律事務所からの助言

ニックは、中央総合法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、中央総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有していないとのことです。

一方、当社は、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、ニックが、既に当社株式 307,000 株（保有割合：32.95%）を保有しており、当社がニックの持分法適用関連会社に該当すること、また、ニックの取締役 1 名・執行役員 1 名が当社の取締役を兼務していること等から、上記①の措置を実施することに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

(i) 特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本株式交換にかかる当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2021年1月15日、ニッケとの間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役である清水修氏（弁護士 MAS S パートナーズ法律事務所）、作井治人氏、ニッケとの間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外監査役である武村博善氏、並びにニッケとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である池田勉氏（公認会計士 赤坂有限責任監査法人）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社は、本株式交換を検討するにあたって、特別委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換は当社の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、(c) 本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益でないこと、(e) 上記(a)乃至(d)を踏まえ、本株式交換を行うことの是非（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問するとともに、(I) 本株式交換に係る調査（本株式交換に係る当社の役員若しくは従業員又は本株式交換に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、(II) 当社に対し、(i) 本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を相手方当事者に伝達すること、及び(ii) 本特別委員会自ら相手方当事者（本株式交換に関与するその役職員及び本株式交換に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限、(III) 当社が選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、当社が選任したアドバイザーを承認しないことができ、その場合、当社は本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする権限、(IV) 特に必要と認めるときは、当社の費用で本特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限等を付与いたしました。

本特別委員会は、2021年2月10日以降2021年5月12日までに、会合を合計8回開催したほか、会合外においても電子メール等で情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、当社の法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所、財務アドバイザーであるAGSコンサルティングの実績、独立性等について確認の上その選任を承認いたしました。その上で、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受け、質疑応答等を行いました。また、ニッケから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、本株式交換後の当社の経営方針、当社の完全子会社化の方法として株式交換を選んだ理由、株式交換比率についての考え方等についての説明を受け、質疑応答等を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程、公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置、特別委員会の運営方法、ニッケに対する法務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明を受け、質疑応答等を行いました。また、AGSコンサルティングから、ニッケに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果の説明を受け、質疑応答を行いました。また、第三者算定機関でもあるAGSコンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答等を行った上で、その合理性について検証を行いました。さらに、法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所の助言を踏まえて、株式交換比率等の交渉方針について承認し、AGSコンサルティングに対して指示を行う等、ニッケとの間の株式交換比率に関する交渉に実質的に関与しました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a) 本株式交換は、当社がニッケの完全子会社となることにより、ニッケが有する豊富な人的・物的経営資源の利活用や支援、特にニッケグループが保有する生産設備との統廃合や海外展開での協業等をより一層促進させることにより、当社の企業価値の向上に資することが期待でき、本株式交換の目的は合理性があると認められる

こと、(b) (i) 当社は本特別委員会を設置し、本特別委員会は、ニッケとの交渉過程への関与の基本方針として、直接の交渉は当社の社内者及びアドバイザーが行うこととしつつ、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与したこと、当社は上記協議・交渉の過程において第三者算定機関であるAGSコンサルティング及び法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言等を参考に、ニッケに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて取引条件を慎重に検討したこと、利害関係を有する取締役及び監査役をニッケとの協議・交渉過程に参加させなかったこと等によって本株式交換が相互に独立した当事者間で行われる場合と実質的に同視し得る状況、すなわち、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題に対応し、当社の企業価値を高めつつ少数株主にできる限り有利な条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確認し、かつ、実際にもそのような努力が行われたと考えられること、(ii) 株式価値算定の合理性及び合意された株式交換比率と算定結果の関係については、当社の事業計画の作成過程及びその重要な前提条件並びにAGSコンサルティングによる当社及びニッケの株式価値の算定方法について特に不合理な点は認められず、本株式交換比率は市場株価法による算定レンジの上限値を超え、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内であることから、本株式交換比率は上記の算定結果を考慮した上で合意されたものと認められること、本株式交換比率は本特別委員会で確認を行った過去の同種事例におけるプレミアムの水準に照らしても遜色のないものであること、(iii) 本株式交換の実施方法や対価の種類の妥当性については、本株式交換の対価であるニッケ株式は東京証券取引所に上場されているため当社の株主が取得することとなる株式の流動性が確保されること、本株式交換は当社の株主にニッケ株式を対価として交付する取引であるため当社の少数株主は、ニッケ株式の保有を通じて、本株式交換後も引き続き当社の企業価値の向上によるメリットを間接的に享受することができること等を踏まえると、本株式交換の方法及び当社の株主に交付される本株式交換の対価の種類について特に不合理な点は認められないこと等から、本株式交換の取引条件は妥当性を有するものと認められること、(c) (i) 当社の取締役会はニッケから独立した社外役員及び外部有識者で構成される本特別委員会に諮問し、本特別委員会はニッケとの交渉過程に実質的に関与したと評価できること、(ii) 本株式交換契約締結に係る議案は、当社の取締役会において利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を得る予定であること、(iii) 本株式交換に関し独立した財務アドバイザーであるAGSコンサルティング、独立した法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言等を取得していること、(iv) 本株式交換に関し独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングから株式交換比率に関する算定書を取得しており、その算定の方法及び内容は特に不合理であるとは認められないこと、(v) 本株式交換の開示書類ドラフトによれば適切な情報開示を行うことが予定されていること等から、本株式交換における手続は公正なものと認められること、(d) 上記(a)乃至(c)から、本株式交換は当社の少数株主に不利益ではないと認められ、並びに(e) 上記(a)乃至(d)から、本株式交換を行うことは妥当であると認められる旨の答申書を、2021年5月12日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(ii) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、日原邦明氏はニッケの取締役常務執行役員・産業機材事業本部長を、岡本雄博氏はニッケの常務執行役員・経営戦略センター長を、松本泰一氏はニッケの完全子会社であり、当社との資本業務提携の当事者でもあるアンビックの取締役開発本部長兼経営管理副本部長をそれぞれ兼務していることから、また、樋口正睦氏は2020年6月までニッケの産業機材事業本部・専任部長を兼務していたことから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本株式交換にかかる審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において本株式交換の協議及び交渉には参加していません。

当社の監査役のうち、藤川覚氏は中央日本土地建物株式会社（旧商号：日本土地建物株式会社。以下「日土地」といいます。）のグループ会社である中央日土地ファシリティーズ株式会社（旧商号：日土地建設株式会社）の取締役常務執行役員業務部担当 施工サポート部担当を兼務しているところ、日土地は、当社のニッケ及びアンビックとの資本業務提携以前において当社の筆頭株主であり、資本業務提携の実行に際して保有する全ての当社株式をニッケに譲渡した経緯があることから、審議の公正性に疑義が生じることを避けるため、当社の取締役会における本株式交換にかかる審議には参加しておらず、また、当社の立場において本

株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社取締役 10 名のうち、日原邦明氏、樋口正睦氏、松本泰一氏及び岡本雄博氏を除く 6 名の全員一致により承認可決されており、かつ、かかる議案の審議には、当社の監査役 3 名のうち、藤川覚氏を除く 2 名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(4) 株式交換完全親会社となるニッケの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項）

本株式交換により、ニッケの増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、ニッケが別途適当に定める金額であります。

当社は、かかる内容は、ニッケの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) ニッケの定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

ニッケの定款については、別紙 2 をご参照ください。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

ニッケ株式は東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

ニッケ株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2021 年 5 月 13 日）の前営業日を基準として、1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるニッケ株式の終値の平均は、それぞれ、997 円、996 円、1,001 円です。また、ニッケ株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト

(<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) ニッケの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

ニッケは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) ニッケの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

ニッケの最終事業年度（2021 年 11 月期）に係る計算書類等の内容については、別紙 3 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、2 号イ）

① 当社

(i) 本株式交換契約の締結

当社は、2021 年 5 月 13 日開催の取締役会において、ニッケとの間で、ニッケを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021 年 6 月 29 日開催の当社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2021 年 9 月 1 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記 1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(ii) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準日の直前時点をもって消却する予定です。

② ニッケ

(i) 本株式交換契約の締結

ニッケは、2021 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社との間で、ニッケを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021 年 6 月 29 日開催の当社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2021 年 9 月 1 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記 1. 「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(ii) 剰余金の配当

ニッケは、2021 年 2 月 25 日開催の定時株主総会において、下記のとおり、剰余金の配当を行うことを決議し、2021 年 2 月 26 日に配当を実施しました。

基準日	2020 年 11 月 30 日
1 株当たり配当金	15 円 00 銭
配当金の総額	1,075 百万円
効力発生日	2021 年 2 月 26 日
配当原資	利益剰余金

6. 本株式交換が効力を生じる日以後におけるニッケの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

日本毛織株式会社（以下「甲」という。）と株式会社フジコー（以下「乙」という。）とは、2021年5月13日付で、以下の通り株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済普通株式（甲が保有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を甲に取得させる。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：日本毛織株式会社
住所：神戸市中央区明石町47番地

乙 商号：株式会社フジコー
住所：兵庫県伊丹市行基町一丁目5番地

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。但し、株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、書面により効力発生日を変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に3.05を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式3.05株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第6条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認の決議を求める。
2. 乙は2021年6月29日を開催日として、株主総会を招集し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認の決議を求める。
3. 本株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は

協議し合意の上、前二項に定める手続を変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって各自の業務を執行し、一切の財産の管理を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、一切の財産の管理を行わしめるものとする。なお、甲及び乙は、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす事項又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ、甲及び乙で協議し合意の上、実行する。

第8条（自己株式の消却）

乙は、乙が基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全てを、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時をもって消却する。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項及び第3項に定めるものを除き、本契約締結日以降、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、2021年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額9億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。
3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額5百万円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

第10条（本契約の解除等）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（費用）

甲及び乙が、本契約の検討、作成、交渉、締結、履行その他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用については、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、第6条第1項但書の規定により甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに当該株主総会において承認が得られなかった場合
- (2) 乙において、効力発生日の前日までに第6条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換の実行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき甲が本株式交換に関して行う

届出
に。

(4) 第

第13条（
本契約

第14条（
甲及び乙
合意管轄

第15条（
本契約は
当事者の

この合意の

2021年

(甲) 住戸
氏名

(乙) 住戸
氏名

届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続きが取られた場合を含む。）

(4) 第 10 条に従い本契約が解除された場合

第 13 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 14 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

第 15 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関して必要な事項について疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

この合意の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 13 日

(甲) 住所 神戸市中央区明石町 47 番地
氏名 日本毛織株式会社
代表取締役社長 富田 一弥



(乙) 住所 兵庫県伊丹市行基町一丁目 5 番地
氏名 株式会社フジコー
代表取締役会長 野添 誉之



1011



別紙2 ニッケの定款

次ページ以降をご参照ください。

日本毛織株式会社定款

平成 29 年 2 月 24 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 （商号）当社は、日本毛織株式会社と称する。

2 . 英文では THE JAPAN WOOL TEXTILE CO., LTD. と訳する。

第 2 条 （目的）当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 毛糸、毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売
- (2) 前号の原料品材料品の生産加工売買
- (3) 不動産の売買、貸借、管理、運営並びに開発
- (4) 宅地建物取引業
- (5) 土木工事、建築工事、舗装工事、内装仕上工事等の建設工事の設計、施工並びに監理
- (6) 産業機械・器具・設備等の設計、製造、修理並びに販売
- (7) カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売
- (8) 食品の販売および飲食店の経営
- (9) 緑化および造園事業の請負、設計、施工、監理並びに園芸用品の販売
- (10) 倉庫業
- (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (12) 生命保険の募集に関する業務
- (13) 金融業
- (14) 情報処理、通信システムおよびその他の情報サービスに関する事業
- (15) 医薬品、医療機器および化粧品の販売
- (16) 日用品雑貨、家具、寝具寝装品、美術工芸品の販売
- (17) 浴場および健康ランドの経営
- (18) 病院外における介護および看護に関する事業
- (19) 乗馬用品、ペット用品、ペットフードの製造、加工および販売
- (20) 各種ソフトウェア、メディアおよび関連商品の販売並びに賃貸
- (21) 古物の売買
- (22) 太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理、運営並びに電気の供給、販売に関する業務
- (23) 再生可能エネルギー関連システム並びに機器の製造、施工、販売
- (24) 牧畜および農業の経営並びにこれらにより生産される農作物等の生産、加工、販売
- (25) 保育施設の運営
- (26) 前各号に付帯若くは関連する事業
- (27) その他適法な一切の事業

第 3 条 （本店の所在地）当社は、本店を神戸市に設置する。

第 4 条 （機関）当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 （公告方法）当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その

他やむを得ない事由が生じたときは、神戸市において発行する神戸新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条 （発行可能株式総数）当会社の発行可能株式総数は 192,796 千株とする。

第 7 条 （自己の株式の取得）当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 （単元株式数）当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条 （単元未満株式についての権利）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- （2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利

第 10 条 （単元未満株式の買増請求）単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。但し、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条 （株主名簿管理人）当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第 12 条 （株主名簿等の設置場所および株式事務）当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置き並びにその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 13 条 （株式取扱規則）当会社の株式および新株予約権に関する手続きおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 14 条 （招集）定時株主総会は、毎年 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、大阪市のいずれかにおいてこれを招集する。

第 15 条 （定時株主総会の基準日）当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

第 16 条 （議長）株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順位により、他の取締役が議長となる。

第 17 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 18 条 （議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 19 条 （決議の方法）株主総会の決議は、法令並びに定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 20 条（株主総会決議事項）当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入は、株主総会の決議によるものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

第 21 条（取締役の員数）当社の取締役は 8 名以内とする。

第 22 条（取締役の選任）取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 23 条（取締役の任期）取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 24 条（取締役会の招集）取締役会を招集する場合は、各取締役および各監査役に対し、会日の 5 日前までに招集の通知を発することを要する。但し、特に必要ある場合は、これを短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 26 条（取締役会規則）取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条（代表取締役および役付取締役）当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、会長・社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 28 条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（執行役員）当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任する。

第 30 条（相談役・顧問）当社は、取締役会の決議によって相談役、顧問を置くことができる。

第 31 条（社外取締役との責任限定契約締結）当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条（監査役の員数）当社の監査役は 5 名以内とする。

第 33 条（監査役の選任）監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条（監査役の任期）監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条（監査役会の招集）監査役会を招集する場合は、各監査役に対し、会日の 5 日前までに招集の通知を

発することを要する。但し、特に必要ある場合は、これを短縮することができる。

第 36 条 （監査役会規則）監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 37 条 （常勤監査役）常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

第 38 条 （監査役の報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条 （社外監査役との責任限定契約締結）当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

第 40 条 （事業年度）当社の事業年度は 1 年とし、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

第 41 条 （期末配当金および基準日）当社は、毎年 11 月 30 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 42 条 （中間配当金および基準日）当社は、毎年 5 月 31 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第 43 条 （期末配当金等の除斥期間）期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

以 上

別紙3 ニッケの最終事業年度（2020年11月期）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2019 年 12 月 1 日から
2020 年 11 月 30 日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

ニッケグループは、2017 年度を初年度とする中長期ビジョン「ニッケグループ R N（リニューアル・ニッケ）130 ビジョン」において、今後 10 年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。当連結会計年度は「ニッケグループ R N 130 ビジョン」の具現化に向けて、第 1 次中期経営計画（2017～2019 年度）3 ヶ年の取り組みを改めて検証するとともに、更なる強固な事業基盤の構築と中長期の戦略策定に努めてきました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高 104,915 百万円（前年同期比 17.0%減）、営業利益 9,048 百万円（前年同期比 13.6%減）、経常利益 12,655 百万円（前年同期比 13.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益 7,121 百万円（前年同期比 9.2%増）となりました。人とみらい開発事業の通信関連分野における事業再編や、産業機材事業等で新型コロナウイルス感染拡大の影響により減収、営業利益は減益となりました。しかし、全社的な経費削減効果に加え、多様化したグループ経営によるリスク分散と各々の経営環境への取り組みにより、営業利益は当初計画を上回りました。

また、2020 年 5 月に資本業務提携した株式会社フジコーを持分法適用関連会社としたことで発生した負ののれんの計上により、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高値を更新しました。

事業セグメントの概況は以下のとおりです。

<衣料繊維事業>

衣料繊維事業の当連結会計年度の経営成績は売上高 31,399 百万円（前年同期比 9.8%減）、営業利益 2,216 百万円（前年同期比 11.6%減）となりました。

（ユニフォーム分野）

学校制服用素材の販売は、新型コロナウイルス感染拡大による休校の影響により、夏物商材の需要減少や次年度向け出荷がずれ込みましたが、価格改定前の早期引取りが旺盛であったことに加え、価格改定が寄与し、前年同期並みとなりました。

官公庁制服用素材の販売は、警察向けは前年同期並みでしたが、消防向けは新型コロナウイルス感染拡大に伴う制服調達予算削減の影響により、低調でした。一般企業制服用素材の販売は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、交通、接客およびサービス関連の需要が大幅に減少し低調でした。

（テキスタイル分野）

一般衣料用素材の販売は、国内および海外ともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市況悪化が長期化しており、既存事業は前年同期に比べて受注が大幅に落ち込み低調でしたが、2020 年 3 月に株式を取得した第一織物株式会社を連結対象としたことにより、前年同期並みとなりました。

（ヤーン分野）

売糸は、高付加価値品に販売を絞り込んだ影響に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市況悪化が長期化しており、前年同期に比べて受注が落ち込み、低調でした。

<産業機材事業>

産業機材事業の当連結会計年度の経営成績は売上高 19,057 百万円（前年同期比 26.1%減）、営業利益 1,289 百万円（前年同期比 29.2%減）となりました。

（自動車関連分野）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により自動車生産が大幅に減少し、一時は車両向けの不織布や縫製系、結束紐などの受注は半減以下まで落ち込みましたが、第4四半期からは回復傾向となりました。車載電装品他製造ラインのファクトリーオートメーション設備については、顧客の設備投資抑制の影響を受け、大幅に減少しました。

（環境関連分野）

集塵用フィルターなどの環境関連資材は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け低調でした。エネルギー関連についても、低調でした。

（その他産業関連分野）

OA向けおよび家電向け資材や工業用資材は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け低調でした。半導体関連装置および画像検査装置についても低調でした。

（生活関連分野）

ラケットスポーツ関連、フィッシング関連は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく低調でした。生活関連資材についても、楽器用を中心に受注が大幅に減少し低調でした。

<人とみらい開発事業>

人とみらい開発事業の当連結会計年度の経営成績は売上高 34,468 百万円（前年同期比 26.8%減）、営業利益 5,949 百万円（前年同期比 13.9%減）となりました。

（開発関連分野）

商業施設運営関連は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、食料品販売店等の一部店舗を除き休館した影響はあったものの前年同期並みとなりました。ソーラー売電事業は、前年同期並みとなりました。また、建設関連は前年同期を大きく上回る受注状況となったことに加え、2019 年 4 月に電気設備工事会社、2020 年 7 月に総合建設会社がグループに加わり好調でしたが、販売用不動産を売却した前年同期との比較では減収となりました。

（ライフサポート分野）

保育・学童保育関連は、2019 年 4 月にバイリンガル幼稚園（千葉県市川市）が2年目を迎え、新学年の入園者を獲得できたことで増収となりました。

介護関連は、2019 年 10 月に訪問介護関連の会社がグループに加わったことや、施設への入居数が増加したこと、スタッフを増強したこと等の効果が表れ好調でした。一方、スポーツ関連は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり利用者数が減少し低調でした。

（通信および新規サービス分野）

通信関連は、携帯事業を取り巻く環境に対応すべく事業再編を行っており大幅な減収となりました。新規サービス関連は、菓子類販売、児童向けアミューズメント施設の新規出店の効果はあるものの、T S U T A Y A 不採算店舗の閉店や、一部施設で新型コロナウイルス感染拡大防止対策として臨時休業を行った影響で低調でした。

<生活流通事業>

生活流通事業の当連結会計年度の経営成績は売上高 16,783 百万円（前年同期比 1.3%増）、営業利益 1,168 百万円（前年同期比 22.9%増）となりました。当期は 2019 年の消費税増税前の駆け込み需要の反動を受けましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣ごもり消費の増加が、在宅者向けの家具や生活家電販売の追い風となりました。

（寝装品および業務用品分野）

EC向けの寝装品は暖冬の影響や一部商流の見直しにより販売が減少しました。また、災害用備蓄毛布や航空機内膝掛け毛布の販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響で低調でした。

(生活雑貨分野)

100円ショップ向け雑貨の販売や在宅勤務者向けの家具販売は好調でした。また、EC向け生活家電は消費税増税後の反動減がありましたが、巣ごもり消費の需要が高まり特にキッチン家電が好調でした。

(ホビー・クラフト分野)

店舗販売が中心のスタンプ用インク、スタンプの販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響で低調でした。乗馬用品販売は2019年8月に株式会社日本馬事普及が連結対象に加わりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で低調でした。

(その他)

保険代理店の業績は前年同期並みでしたが、コンテナ販売は新規設置が減少し低調でした。

なお、事業セグメント別の売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円未満切捨て)

セグメント区分		第189期 (2019年度)	第190期 (2020年度:当連結会計年度)
衣料繊維事業	売上高	34,826	31,399
	営業利益	2,506	2,216
産業機材事業	売上高	25,784	19,057
	営業利益	1,820	1,289
人とみらい開発事業	売上高	47,101	34,468
	営業利益	6,907	5,949
生活流通事業	売上高	16,568	16,783
	営業利益	950	1,168

2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、生産設備の新規導入や更新、工場建屋やインフラ設備の改修などを実施しました。

産業機材事業では、生産事業拠点の新規開設や生産設備の更新などを実施しました。

人とみらい開発事業では、商業施設「ニッケコルトンプラザ」の建屋や電気設備等の大規模な改修を実施しました。また、ゴルフ練習場「ニッケゴルフスクール加古川」のリニューアル、介護・保育一体型施設の新設、「ニッケ・ピュアハートキッズランド」の新規出店などを実施しました。

生活流通事業では、事業用設備の新規導入や更新などを実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金で賄いました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

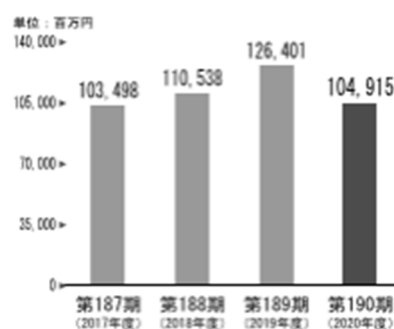
重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

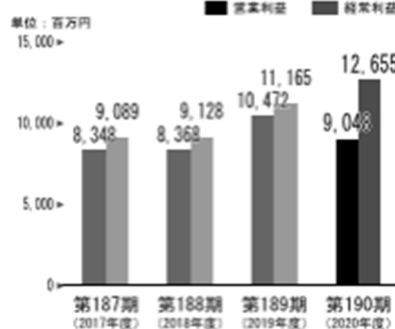
区 分	第 187 期 (2017 年度)	第 188 期 (2018 年度)	第 189 期 (2019 年度)	第 190 期 (2020 年度: 当連 結会計年度)
売上高 (百万円)	103,498	110,538	126,401	104,915
営業利益 (百万円)	8,348	8,368	10,472	9,048
経常利益 (百万円)	9,089	9,128	11,165	12,655
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,270	5,274	6,520	7,121
1 株当たり当期純利益 (円)	71.52	72.26	89.70	98.57
総資産 (百万円)	141,124	142,460	148,707	147,172
純資産 (百万円)	89,067	89,195	93,344	95,714
1 株当たり純資産額 (円)	1,194.34	1,212.69	1,264.35	1,310.05

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。

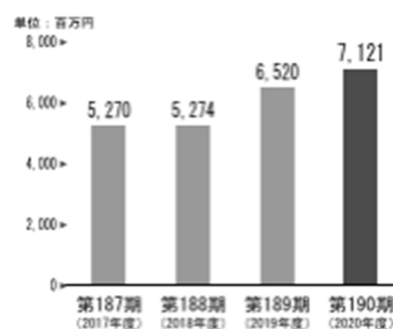
▶ 売上高



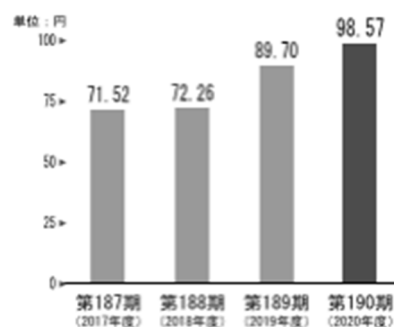
▶ 営業利益・経常利益



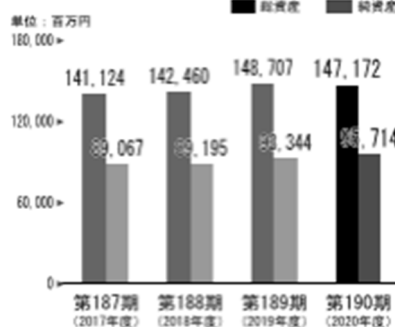
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益



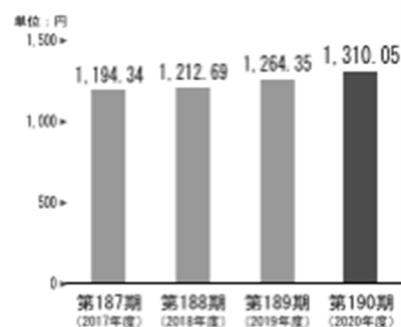
▶ 1株当たり当期純利益



▶ 総資産・純資産



▶ 1株当たり純資産額



8. 対処すべき課題

(1) 前中期経営計画の総括

「ニッケグループR N130 第1次中期経営計画(2017~2019年度)」は、「ニッケグループR N130 ビジョン」を具現化するためのフェーズ1と位置付け、今後のグループの事業拡大を担う成長事業を育成拡大することが主な目的であると考えました。そのための基本戦略として、まず、「①成長事業と新規事業への重点配分」を掲げ、以下、「②海外ビジネスの拡大」、「③資産効率の改善」、「④事業部内再編によるシナジー効果創出」について各種施策に取り組んでまいりました。

衣料繊維事業では、ユニフォーム分野の需要は安定しているものの、次の成長ドライバーとなる事業を未だ探索しているところであります。産業機材事業では、自動車関連分野や環境関連分野、人とみらい開発事業では、介護・保育・キッズやスポーツスクールなどのライフサポート分野、生活流通事業では、Eコマース事業が順調に育ってまいりました。加えて、次の成長事業と期待するメディカル事業への取り組みも進めてまいりました。結果、2016年度から売上で25.2%増、営業利益で37.4%増の事業拡大となり、最終年度の目標である「連結売上高1,200億円以上、連結営業利益90億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益63億円以上」を達成しました。また、過去最高の売上高と利益を更新、営業利益は10期連続の増益となり、ROEも7.2%と目標7%以上を達成することができました。しかしながら、掲げた施策の遅れが顕著な事業もあると認識しており、次の第2次中期経営計画への課題として引き続き取り組んでまいります。

なお、2020年度は第2次中期経営計画に向けての準備の年と位置付け、単年度計画として各種施策に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染拡大による影響も受けましたが、多様化したグループ経営によるリスク分散と各々の経営環境への取り組みにより、営業利益は当初計画を上回ることができました。また、ニッケグループにおける重要性が増してきたことから株式会社フジコーを持分法適用関連会社とし、その際に発生する負ののれん計上により、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高値を更新いたしました。

(2) 「ニッケグループR N130 第2次中期経営計画(2021~2023年度)」

ニッケグループは、中長期ビジョン「ニッケグループR N130 ビジョン」において、今後10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。

「ニッケグループR N130 第2次中期経営計画(2021~2023年度)」は、「ニッケグループR N130 ビジョン」で描いたありたい姿に向けて加速していく大切な3年間であると考えております。新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら着実に業績を回復させ、2019年度に達成した過去最高の売上高と営業利益を更新することを目標といたします。

(a) 第2次中期経営計画における基本戦略

(i) 成長事業や新規事業、合理化への資源の重点配分

<衣料繊維事業>

- ・成長ドライバーとなる事業の育成(国内機能素材・中国学生服・海外市場)
- ・製造における省人・効率化投資

<産業機材事業>

- ・自動車関連分野、環境関連分野の更なる拡大(特に海外)・株式会社フジコーとの連携強化

<人とみらい開発事業>

- ・ライフサポート分野の更なる拡大(介護・保育・スポーツスクール・キッズ)
- ・開発事業、不動産事業における遊休地活用事業からの自立

<生活流通事業>

- ・Eコマース事業の拡大

<メディカル関連事業>

- ・開発商品の収益化

(ii) 海外ビジネスの拡大

- ・学制服事業の中国開拓
- ・産業機材の海外事業拡大、株式会社フジコーとの連携による海外拡大

(iii) 資本効率の改善

- ・低収益不動産の再開発・再々開発、切り離し
- ・事業の選別を徹底し、撤退や切り離しを推進

(iv) 部内再編（生活流通・人とみらい開発）によるシナジー効果の創出

グループ全体戦略としては、シナジー効果の創出によるグループ経営の強化、内からの成長（設備投資・研究開発投資）と外からの成長（M&A戦略）のバランスの取れた投資、チャレンジする人財の育成と成果に報いる人事制度の開発・推進、などに引き続き取り組んでまいります。更に、持続的な社会の実現（SDGs）を意識した企業活動と信頼される企業グループづくりを目指します。

(b) 数値計画（2023年11月期目標）

売上高	営業利益	親会社株主に帰属する当期純利益	ROE
1,270 億円以上	115 億円以上	78 億円以上	7.0%以上

新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら着実に業績を回復させ、2019年度に達成した過去最高の売上と営業利益を更新することを目指いたします。

(c) 資本政策・株主還元

(i) 成長投資と安定的な株主還元のバランスを志向します。

(ii) 成長投資については、研究開発投資、M&A投資、設備投資、人財投資など、中長期的な企業価値の向上の観点から積極的に実行します。

(iii) 株主還元

- ・減配しない（記念配当を除いて）、安定的な配当政策を目標とします。
- ・配当性向 30%を目安にし、利益水準に応じて配当を引き上げてまいります。
加えて、DOE（株主資本配当率）を指標とし、概ね2%を目安とします。
- ・自己株式取得を含む総合的な株主還元を充実させてまいります。

現在の不確実性の大きい経営環境のなかでは、前例にとらわれることなく、自ら「考え」「行動」し、「情熱と誇りをもってチャレンジ」することがより一層必要になると考えております。ニッケグループは現在の環境をチャンスと捉え、「未開の分野」を見出し、ステークホルダーから喜ばれる魅力的な事業を引き続き創出してまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）	100 百万円	100.0 %	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）	50 百万円	100.0 %	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
佐藤産業株式会社（東京都千代田区）	95 百万円	50.1 %	衣料商品の販売 および不動産の賃貸
株式会社ニッケテキスタイル（愛知県一宮市）	22 百万円	100.0 %	毛糸販売・毛織物および 繊維製品の製造加工販売
第一織物株式会社（福井県坂井市）	20 百万円	70.0 %	合繊織物および繊維製品 の製造加工販売
青島日毛織物有限公司（中国山東省青島市）	3.7 百万米 ドル	100.0 %	毛織物の製造加工販売
アンビック株式会社（兵庫県姫路市）	100 百万円	100.0 %	不織布・フェルトの製造 販売
株式会社ゴーセン（大阪市中央区）	100 百万円	100.0 %	スポーツ用品・釣糸・ 産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）	50 百万円	100.0 %	産業用機械の製造販売
株式会社エミー（大阪市中央区）	40 百万円	100.0 %	産業資材、プラント設備 等の輸出入
ニッケ不動産株式会社（神戸市中央区）	30 百万円	100.0 %	建設・不動産
株式会社ニッケウエルネス（愛知県一宮市）	10 百万円	100.0 %	スポーツ関連事業
株式会社ニッケ・ケアサービス（愛知県一宮市）	10 百万円	100.0 %	介護事業
ニッケアウデオSAD株式会社（大阪市中央区）	74 百万円	70.0 %	フランチャイズ事業・キ ッズ事業
ニッケ商事株式会社（大阪市中央区）	35 百万円	100.0 %	寝装品・手編毛糸・馬具・ 乗馬用品・イージーオー ダーの販売
株式会社友栄（大阪府枚方市）	33 百万円	100.0 %	100 円ショップ向け雑貨 の卸売
株式会社ツキネコ（東京都千代田区）	10 百万円	100.0 %	スタンプインク製造販売
株式会社ナイスデイ（横浜市西区）	43 百万円	100.0 %	家具・寝装品・インテリア の製造販売
ミヤコ商事株式会社（東京都中央区）	15 百万円	100.0 %	家具・室内装飾品・日用品 雑貨等の販売
株式会社AQUA（横浜市戸塚区）	10 百万円	98.0 %	デザイン家電、インテリア 雑貨、化粧品ネット 販売・小売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社 20 社を含め 54 社であり、持分法適用会社は 4 社です。

2. 2020 年 10 月 1 日付をもって、株式会社ニッケレジャーサービスが存続会社となり株式会
社ニッケインドアテニスを吸収合併し、商号を株式会社ニッケウエルネスに変更しまし
た。

10. 主要な事業内容

事業	主要な商品または事業内容
衣料繊維事業	ユニフォーム素材、一般衣料用素材、売糸、衣料商品、防災・防刃素材
産業機材事業	F A設備、半導体関連装置、エネルギー関連設備、不織布、フェルト、スポーツ用品、フィッシング用品、その他産業用資材、その他生活用資材
人とみらい開発事業	商業施設運営・運営受託、不動産事業、建設事業、ソーラー売電事業、スポーツ施設運営、介護事業、携帯電話販売、保育事業、キッズ事業、フランチャイズ
生活流通事業	寝装品、イージーオーダー、手編毛糸、馬具・乗馬用品、スタンプ、スタンプインク、100円ショップ向け卸売、貿易代行、物流、保険代理店、Eコマース（寝装品、寝具、家具、家電、雑貨）

11. 主要な事業所

営業所	本店	（神戸市中央区）	東京支社	（東京都中央区）
	本社	（大阪市中央区）		
工場	印南工場	（兵庫県加古川市）	岐阜工場	（岐阜県各務原市）
事業所	一宮事業所	（愛知県一宮市）		
商業施設	ニッケパークタウン	（兵庫県加古川市）		
	ニッケコルトンプラザ	（千葉県市川市）		

なお、当社子会社については「9. 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりです。

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,770名	326名減

（注）1. 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者（期中平均597名）は含んでいません。

2. 前期末比の主な減少要因は、江陰日毛紡績有限公司を連結対象から除外したためです。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	7,978百万円
株式会社みずほ銀行	3,966百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,738百万円

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2020年11月30日現在）

（1）発行可能株式総数 192,796,000株

（2）発行済株式の総数 86,478,858株

（3）株主数 30,087名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,730	5.20
株式会社みずほ銀行	3,198	4.46
株式会社三井住友銀行	3,198	4.46
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	3.85
株式会社三菱UFJ銀行	2,540	3.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,407	3.36
株式会社竹中工務店	2,000	2.79
日本生命保険相互会社	1,747	2.44
ニッケ従業員持株会	1,551	2.16
帝人フロンティア株式会社	1,396	1.95

（注）持株比率については、自己株式数（14,752,611株）を控除して算出しています。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2020年11月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役	佐 藤 光 由	取締役会議長
代表取締役 (社長執行役員)	富 田 一 弥	
取締役 (常務執行役員)	日 原 邦 明	産業機材事業本部長 株式会社フジコー 代表取締役社長 芦森工業株式会社 社外取締役
取締役 (常務執行役員)	川 村 善 朗	衣料繊維事業本部長
○ 取締役 (常務執行役員)	長 岡 豊	人とみらい開発事業本部長
取締役	荒 尾 幸 三	弁護士(中之島中央法律事務所) 南海電気鉄道株式会社 社外監査役 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役
取締役	丹 羽 繁 夫	
取締役	大 西 良 弘	
○ 常勤監査役	上 野 省 吾	
常勤監査役	小 宮 純 一	
監査役	片 山 健	
監査役	上 原 理 子	弁護士(上原合同法律事務所) 住友電気工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. ○印は2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役および監査役です。
2. 取締役 上野省吾氏は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
3. 監査役 鳥山秀一氏は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の当社における地位、担当および重要な兼職等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
長岡 豊	執 行 役 員 株式会社ニッケ機械製作所 代 表 取 締 役 社 長	取 締 役 常 務 執 行 役 員 人とみらい開発事業本部長	2020年2月26日
上野省吾	取 締 役 常 務 執 行 役 員 人とみらい開発事業本部長	常 勤 監 査 役	2020年2月26日
鳥山秀一	常 勤 監 査 役	—	2020年2月26日

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
日原邦明	取 締 役 常 務 執 行 役 員 産業機材事業本部長 アンビック株式会社 代 表 取 締 役 社 長 芦 森 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役	取 締 役 常 務 執 行 役 員 産業機材事業本部長 株式会社フジコ一 代 表 取 締 役 社 長 芦 森 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役	2020年6月26日

5. 取締役 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
6. 監査役 片山健および上原理子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
7. 監査役 片山健氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 取締役 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘ならびに監査役 片山健および上原理子の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (3 名)	202 百万円 (16 百万円)	2020 年 2 月 26 日開催の第 189 回定時株主総会で決議された報酬限度額は、取締役年額 300 百万円以内 (うち社外取締役分 24 百万円以内)、監査役年額 80 百万円以内 (うち社外監査役分 16 百万円以内) です。
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (2 名)	47 百万円 (11 百万円)	
合 計	14 名	250 百万円	

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額 33 百万円を含んでいます。
 2. 報酬等の総額には、2020 年 2 月 26 日開催の第 189 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1 名および監査役 1 名を含んでいます。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	役 職	関 係
社外取締役	荒尾 幸三	中之島中央法律事務所	弁護士	社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき特別の関係はありません。
		南海電気鉄道株式会社	社外監査役	
		ホソカワミクロン株式会社	社外監査役	
社外監査役	上原 理子	上原合同法律事務所	弁護士	
		住友電気工業株式会社	社外監査役	

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席回数/開催回数		活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	荒尾 幸三	12 回/12 回中	—	法律に精通した弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。また、アドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外取締役	丹羽 繁夫	12 回/12 回中	—	他社の経営経験および法務責任者としての専門的見地から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。また、アドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外取締役	大西 良弘	12 回/12 回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。また、アドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外監査役	片山 健	12 回/12 回中	12 回/12 回中	金融機関の経営者としての豊富な経験から、適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。

社外監査役	上原 理子	11 回/12 回中	12 回/12 回 中	法律に精通した弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。
-------	-------	------------	----------------	---

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35 百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 39 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M & A 案件に係る買収前財務調査です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、重大な問題があると判断される場合や会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、有効性、効率性等において、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、後述の「業務の適正を確保するための体制」を 2015 年 3 月 27 日開催の取締役会にて改定し、下記概要のとおり運用してきました。当社取締役会は、環境の変化や社会的要請に対応しながら、毎期末に既存の内部統制システムの評価・検証を行い、適宜改善措置を講じることにより引き続き内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めます。

1. 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<経営理念>

当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を運営しており、「お客様」、「株主様」、「お取引先」、「社員」、「地域社会」などのステークホルダーの皆様からさらなる信頼を得るために、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定しグループ全体で基本思想や理念の共有を図っています。

<職務執行>

- ・取締役会の監督機能を強化すべく、取締役の3分の1以上を独立性の高い社外取締役とし、様々な経営課題に対して客観的な立場での助言を受けています。また、取締役会の活性化を図るため、社外役員の情報交換並びに認識共有の場として、「社外取締役と監査役による連絡会」を年2回実施しています。
- ・当社は、業務執行責任の明確化と機動的な意思決定を目的として、執行役員制度を導入しています。執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などによる「グループ経営会議」を月2回以上開催し、個々の案件を多角的な視点から検討し、重要な意思決定に繋げています。
- ・当社は、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設置しており、当期中に2回開催しています。
- ・取締役会の実効性を評価するため、取締役会出席メンバーに対して調査票を配布し、取締役会の構成、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する自己評価を実施し、課題の整理を行っています。

<グループリスク管理>

- ・当社は、当社監査役および内部監査部門の監査や「グループリスク管理委員会」（年2回開催）を通じて、グループ全体の包括的なリスクの認識と共有を図り、リスク管理体制について定期的なレビューを行っています。また、各事業部およびグループ会社においても随時「（事業部／各社）リスク管理委員会」を開催し、事業毎の固有のリスクの把握を図っています。・グループ全体に適用される社内通報制度を整備し、運用しています。相談窓口は当社常勤監査役と内部監査室の2ルートとし、通報内容については関連する取締役や法務部門などと共有し、連携して対応しています。
- ・当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不測緊急事態対策本部の指示のもと、出張や大会議の自粛、Web会議システム等オンラインツールの活用、テレワークや時差出勤の適用や連絡体制の整備・強化などの対策を実施しております。

<グループ管理体制>

- ・グループ会社は所管の事業部が管轄し、各グループ会社の代表者が出席する「事業部経営会議」（月1回以上開催）や定期的な「経営報告会」などを通じ、グループの経営理念や長期ビジョンを共有するとともに、各社における経営目標の進捗や結果のレビューを行っています。
- ・グループ会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、規定された決裁権限に基づき、事業部経営会議、グループ経営会議や当社取締役会に付議されています。
- ・所管事業部およびグループ本社からグループ会社へ取締役・監査役を派遣し、当社監査役・内部監査部門・会計監査人と連携し、グループ会社の経営・業務のモニタリングを行っています。

<監査役の職務遂行>

- ・当社監査役は、当期中、当社の取締役会、グループ経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を確認しています。
- ・当社監査役は、当社各部門およびグループ会社へ往査を実施し、各現場にて部門責任者やグループ会社社長より、業務の執行状況とリスクについてヒアリングを行っています。
- ・当社監査役は、代表取締役と年2回、会計監査人および内部監査部門と毎月1回、定期的に会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

2. 業務の適正を確保するための体制

2015年3月27日開催の取締役会にてなされた決議の内容は、以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ②社外取締役を選任し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- ③社長から指名・報酬その他の諮問を受ける機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- ④取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、イントラネットおよびホームページに掲載して社内外に公開する。役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ⑥「グループリスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門およびグループ各社に「各リスク管理委員会」を組織し、全役職員に対しリスク管理の周知徹底と管理手法の評価・是正を行う。
- ⑦監査役および内部監査部門長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。監査役と内部監査部門長とは事案の内容を速やかに共有し、対応について協議する。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
- ⑨金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
- ②グループ経営会議議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
- ③取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- ②リスク管理委員会を設置し、各々のリスクに係わる部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- ③「グループリスク管理委員会」の委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- ④有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
- ⑤不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を選任し、適正な取締役員数をもって構成する。
- ②執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- ③社長の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成された「グループ経営会議」を毎月2回以上開催する。
- ④各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、「事業部門経営会議」を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- ⑤事業部門ごとに、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月「グループ経営会議」で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①グループ各社は当社各事業部門管理のもと統制され、経営目標に対し毎月営業報告を作成し、また定期的な「経営報告会」を通じて結果のレビューを行う。
- ②当社はグループ各社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- ③グループ各社は「事業部リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- ④グループ各社役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。
- ⑤定期的に監査役、内部監査部門、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。当該使用人は取締役からの指揮命令、制約を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①役職員および会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。グループ各社は、当該報告をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ②監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また、重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
- ③監査役がその職務の執行について当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をしたとき、また、監査役が独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を処理する。
- ④代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- ⑤当社グループの役職員は、社内通報窓口を利用して直接監査役に通報ができる。当社グループ各社は、当該通報をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

IV 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的などから当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

なお、事業報告に記載すべき会社法施行規則第 118 条第 3 号ロおよびハに掲げる事項については、本招集ご通知にかかる株主総会参考書類 16 頁から 31 頁まで（第 4 号議案）に記載されている内容となりますので、そちらをご参照ください。

連 結 貸 借 対 照 表
(2020 年 11 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	78,586	流 動 負 債	37,030
現金及び預金	30,255	支払手形及び買掛金	9,735
受取手形及び売掛金	22,549	短 期 借 入 金	17,119
商 品 及 び 製 品	15,161	1年以内償還予定の社債	10
仕 掛 品	6,951	未 払 法 人 税 等	1,127
原材料及び貯蔵品	1,959	そ の 他	9,038
そ の 他	1,779	固 定 負 債	14,426
貸 倒 引 当 金	△70	長期借入金	3,642
固 定 資 産	68,585	繰 延 税 金 負 債	728
有 形 固 定 資 産	39,358	退職給付に係る負債	2,609
建物及び構築物	25,163	長期預り敷金保証金	6,446
機械装置及び運搬具	4,888	資 産 除 去 債 務	433
土 地	7,650	そ の 他	566
建 設 仮 勘 定	885		
そ の 他	771	負 債 合 計	51,457
無 形 固 定 資 産	1,808	[純資産の部]	
の れ ん	1,089	株 主 資 本	92,124
そ の 他	718	資 本 金	6,465
投資その他の資産	27,419	資 本 剰 余 金	4,460
投資有価証券	23,037	利 益 剰 余 金	91,671
長期貸付金	10	自 己 株 式	△10,473
破産更生債権等	108	その他の包括利益累計額	1,797
長期前払費用	324	その他有価証券評価差額金	2,247
退職給付に係る資産	502	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14
繰 延 税 金 資 産	1,451	為替換算調整勘定	28
そ の 他	2,112	退職給付に係る調整累計額	△493
貸 倒 引 当 金	△128	非支配株主持分	1,793
		純 資 産 合 計	95,714
資 産 合 計	147,172	負債及び純資産合計	147,172

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している

連 結 損 益 計 算 書
(2019 年 12 月 1 日から
2020 年 11 月 30 まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		104,915
売 上 原 価	高 価		74,873
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益 費		30,042
営 業 外 利 収 入	益 収		20,993
受 取 利 息 及 び 配 当 金	益 収		9,048
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	益 収	518	
そ の 他	益 収	3,209	
営 業 外 費	損 収	368	4,097
支 払 替 利 差	損 収	84	
そ の 他	損 収	46	
特 別 利 益	益 収	359	490
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益 収		12,655
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	益 収	8	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	益 収	227	
特 別 損 失	損 収	529	766
の れ ん 減 損 損 失	損 収		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損 収	189	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	損 収	281	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	損 収	76	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	損 収	14	
事 業 構 造 改 善 費 用	損 収	13	
新型コロナウイルス感染症による損失	損 収	1,471	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益 収	1,316	3,363
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	損 収		
法 人 税 等 調 整 額	損 収	2,968	10,057
当 期 純 利 益	益 収	△10	2,958
非支配株主に帰属する当期純利益	益 収		7,099
親会社株主に帰属する当期純利益	益 収		△22
			7,121

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している

連結株主資本等変動計算書

(2019年12月1日から
2020年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年12月1日残高	6,465	4,468	86,398	△9,434	87,898
連結会計年度中の変動額 剰 余 金 の 配 当	-	-	△1,890	-	△1,890
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	7,121	-	7,121
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△1,038	△1,038
自 己 株 式 の 処 分	-	0	-	0	0
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	-	△7	-	-	△7
連 結 範 囲 の 変 動	-	-	42	-	42
連結会計年度中の変動額合計	-	△7	5,272	△1,038	4,226
2020年11月30日残高	6,465	4,460	91,671	△10,473	92,124

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2019年12月1日残高	4,095	78	182	△344	4,012	1,434	93,344
連結会計年度中の変動額 株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純額)	△1,847	△64	△153	△148	△2,215	358	-
連結会計年度中の変動額合計	△1,847	△64	△153	△148	△2,215	358	2,370
2020年11月30日残高	2,247	14	28	△493	1,797	1,793	95,714

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 54社

主要な連結子会社の名称

(株)ナカヒロ、アカツキ商事(株)、佐藤産業(株)、(株)ニッケテキスタイル、青島日毛織物有限公司、アンビック(株)、(株)ゴーセン、(株)ニッケ機械製作所、(株)エミー、第一織物株式会社、ニッケ不動産(株)、(株)ニッケウエルネス、(株)ニッケ・ケアサービス、ニッケアウデオSAD(株)、ニッケ商事(株)、(株)友栄、(株)ツキネコ、(株)ナイスデイ、ミヤコ商事(株)、(株)AQUAほか

② 連結の範囲の変更

株式取得により、子会社となったため、第一織物(株)及び(株)中田工務店を連結の範囲に追加している。

重要性が増したため、ホクレン(株)、(株)スクーデリアほか1社を連結の範囲に追加している。

出資の売却により、江陰日毛紡績有限公司ほか1社を連結の範囲から除外している。

連結子会社である(株)ニッケレジャーサービス及び(株)ニッケインドアテニスは、2020年10月1日付で(株)ニッケレジャーサービスを存続会社とする吸収合併を行い、商号を(株)ニッケウエルネスに変更した。

③ 非連結子会社の数 5社

主要な非連結子会社の名称

(株)ニッケ・メディカルほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

芦森工業(株)ほか

② 持分法適用の範囲の変更

株式取得により、(株)フジコーを持分法適用の範囲に追加している。

③ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株)ニッケ・メディカルほか

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

④ 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…… 株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

デリバティブ …… 時価法

たな卸資産

商品、製品、原材料、貯蔵品…… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

- 仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
- 販売用土地 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

為替予約取引

（ヘッジ対象）

製品輸出による外貨建売上債権、商品・原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗の見積もりは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

退職給付に係る会計処理

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した金額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用している。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

(4) 会計方針の変更

該当事項はない。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	146百万円	(74) 百万円
土地	234百万円	(35) 百万円
計	381百万円	(110) 百万円

担保されている債務

短期借入金	1,750百万円	(一) 百万円
長期借入金	1,100百万円	(1,100) 百万円
計	2,850百万円	(1,100) 百万円

上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

(2) 有形固定資産の減価償却累 83,355百万円

計額

(3) 特許侵害訴訟に係る偶発債務

当社連結子会社の製品を販売している顧客が当該製品に関して第三者から特許侵害訴訟（400百万円）を提訴され現在係争中であり、当該連結子会社は求償を受ける可能性がある。

なお、現時点では当社グループの業績に与える影響については不明である。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 86,478,858株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年2月26日 定時株主総会	普通株式	1,018	14	2019年11月30日	2020年2月27日
2020年7月10日 取締役会	普通株式	872	12	2020年5月31日	2020年8月19日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,075	15	2020年11月30日	2021年2月26日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運用資金については短期的な預金に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金（主に短期）及び設備投資資金（長期）である。なお、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	30,255	30,255	—
② 受取手形及び売掛金	22,549	22,549	—
③ 投資有価証券	21,248	14,696	△6,551
④ 長期貸付金	10	10	△0
⑤ 支払手形及び買掛金	(9,735)	(9,735)	—
⑥ 短期借入金	(16,028)	(16,028)	—
⑦ 長期借入金	(4,733)	(4,729)	3
⑧ 社債	(10)	(9)	0
⑨ デリバティブ取引	19	19	—

(*) 負債で計上されているものについては、() で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

③ 投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。

④ 長期貸付金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定している。

⑤ 支払手形及び買掛金並びに⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑦ 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含んでいる。

⑧ 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

なお1年以内に償還予定の社債を含んでいる。

⑨ デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理しているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,620百万円)及び非上場の関係会社株式(連結貸借対照表計上額168百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

③ 投資有価証券には含めていない。

長期預り敷金については入居者の退去時期が算出できず、時価が合理的に見積れないため記載していない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県、兵庫県、大阪府その他の地域において、商業施設（ショッピングセンター）、賃貸用オフィスビルなどを所有している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
14,597	76,870

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定された金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,310円05銭

(2) 1株当たり当期純利益 98円57銭

7. 企業結合・事業分離に関する注記

(1) 分離先企業の名称

① 分離先企業の名称

江陰日毛紡績有限公司

② 分離した事業の内容

紡績事業

③ 事業分離を行った主な理由

国内織物産地における糸需要の減少が続くなか、売糸事業では厳しい環境が続いている一方、生産拠点としての進出から数十年が経過し、人件費の高騰や設備の老朽化など、中国におけるモノづくりの位置づけも大きく変化している。

このような経営環境のなかで、当社衣料繊維事業では、強みである特殊糸の販売に集中することにより、収益性の向上を図ることを重点施策として進めており、併せてグローバルに生産体制の見直しを行い、汎用糸の製造が主である中国紡績加工会社の江陰日毛紡績有限公司の譲渡を決定した。

④ 事業分離日

2020年9月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

関係会社売却益 227百万円

② 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 95百万円

固定資産 14百万円

資産合計 109百万円

流動負債 33百万円

負債合計 33百万円

③ 会計処理

移転した事業に係る株主資本相当額と出資金売却額との差額を「関係会社出資金売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

衣料繊維事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

該当事項はない

貸 借 対 照 表
(2020 年 11 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	35,275	流 動 負 債	10,046
現金及び預金	13,973	支払手形	523
受取手形	44	買掛金	519
売掛金	7,655	短期借入金	3,370
商品及び製品	2,993	未払金	2,759
仕掛品	3,890	未払費用	948
原材料及び貯蔵品	572	未払法人税等	124
短期貸付金	5,709	預り金	806
前払費用	69	その他の	995
その他の	510	固 定 負 債	9,178
貸倒引当金	△145	長期借入金	1,350
固 定 資 産	59,008	繰延税金負債	210
有形固定資産	29,424	退職給付引当金	1,124
建物	19,540	長期預り敷金保証金	6,024
構築物	1,590	資産除去債務	233
機械及び装置	3,967	その他の	235
車両運搬具	2	負債合計	19,225
工具、器具及び備品	264	[純資産の部]	
土地	3,275	株 主 資 本	73,178
建設仮勘定	783	資 本 金	6,465
無形固定資産	238	資 本 剰 余 金	5,064
ソフトウェア	174	資本準備金	5,064
その他の	63	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	29,345	利 益 剰 余 金	72,092
投資有価証券	12,430	利 益 準 備 金	1,616
関係会社株式	15,136	その他利益剰余金	70,476
出資金	3	損失補填準備積立金	680
関係会社出資金	400	配当引当積立金	930
破産更生債権等	540	従業員退職給与基金	1,466
長期前払費用	215	圧縮記帳積立金	2,176
前払年金費用	937	特別償却積立金	208
その他の	222	別 途 積 立 金	37,950
貸倒引当金	△540	繰越利益剰余金	27,066
		自 己 株 式	△10,444
		評価・換算差額等	1,880
		その他有価証券評価差額金	1,870
		繰延ヘッジ損益	10
		純資産合計	75,059
資産合計	94,284	負債及び純資産合計	94,284

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書
(2019 年 12 月 1 日から
2020 年 11 月 30 日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
高 価 益 費 益 金 他 用 息 他 益 益 損 損 損 額 益 益 益	売 上 原				27,865
	売 上 原				19,191
	売 上 総 利				8,674
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				4,061
	営 業 外 利 収 益				4,612
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,301			
	そ の 他	271			2,573
	営 業 外 費 利 息 他	26			
	支 払 の 利 益	265			291
	特 別 利 益				6,894
特 別 損 失	投 資 有 価 証 券 売 却 益	8			
	関 係 会 社 株 式 売 却 益	44			
	新型コロナウイルス感染症による助成金収入	63			115
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	278			
	投 資 有 価 証 券 売 却 損	76			
	関 係 会 社 株 式 評 価 損	100			
	関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	558			
	事 業 構 造 改 善 費 用	590			
	新型コロナウイルス感染症による損失	425			2,030
	税 引 前 当 期 純 利 益				4,979
当 期 純 利 益	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,045			
	法 人 税 等 調 整 額	126			1,171
					3,807

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(2019年12月1日から
2020年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金 自己株式処分差益	資 本 剰 余 金 計
2019年12月1日残高	6,465	5,064	0	5,064
事業年度中の変動額 剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0
積立金の積立	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0
2020年11月30日残高	6,465	5,064	0	5,064

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			
		そ の 他 利 益 剰 余 金	損 失 補 填 準備積立金	配 当 引 当 積 立 金	從 業 員 退 職 給 与 基 金
2019年12月1日残高	1,616	680	930	1,466	2,263
事業年度中の変動額 剰余金の配当	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	0
積立金の取崩	-	-	-	-	△87
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△87
2020年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	2,176

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
	特 別 償 却 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2 0 1 9 年 1 2 月 1 日 残 高	664	37,950	24,605	70,176	△9,406	72,300
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△1,890	△1,890	-	△1,890
当 期 純 利 益	-	-	3,807	3,807	-	3,807
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△1,038	△1,038
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	0	0
積 立 金 の 積 立	-	-	△0	-	-	-
積 立 金 の 取 崩	△456	-	544	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△456	-	2,460	1,916	△1,038	878
2 0 2 0 年 1 1 月 3 0 日 残 高	208	37,950	27,066	72,092	△10,444	73,178

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算差 額 合 計 等	
2019年12月1日残高	3,498	76	3,575	75,875
事業年度中の変動額 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）	△1,628	△66	△1,695	-
事業年度中の変動額合計	△1,628	△66	△1,695	△816
2020年11月30日残高	1,870	10	1,880	75,059

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

②デリバティブ ……時価法

③たな卸資産

製品、原材料、貯蔵品 ……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理している。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

為替予約取引

（ヘッジ対象）

原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

③退職給付会計の会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(5) 会計方針の変更

該当事項はない。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	74百万円	(74) 百万円
土地	35百万円	(35) 百万円
計	110百万円	(110) 百万円

担保されている債務

長期借入金	1,100百万円	(1,100) 百万円
計	1,100百万円	(1,100) 百万円

(注) 上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 65,774百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権 10,903百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,909百万円

関係会社に対する長期金銭債権 520百万円

関係会社に対する長期金銭債務 94百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	13,545百万円
仕入高	6,879百万円
営業取引以外の取引高	2,029百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 14,752,611株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	958百万円
特別償却積立金	91百万円
その他有価証券評価差額金	735百万円
前払年金費用	167百万円
繰延ヘッジ損益	4百万円
その他	96百万円
繰延税金負債合計	2,054百万円

繰延税金資産

たな卸資産評価損	△217百万円
未払事業税	△27百万円
退職給付引当金	△343百万円
貸倒引当金	△209百万円
投資有価証券評価損	△635百万円
減価償却超過額及び減損損失	△903百万円

その他	△303百万円
繰延税金資産小計	△2,642百万円
評価性引当額	797百万円
繰延税金資産合計	△1,844百万円
繰延税金負債の純額	210百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

(単位：百万円)

種類	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)ナカヒロ	直接 100.00	有	当 社 毛 織 物 の 販 売 運 転 資 金 の 融 資 当 社 所 有 建 物 を 賃 貸	毛織物の販売 グループ金融 (貸付)	5,104 0	売掛金 短期貸付金	2,500 1,000
子会社	アカツキ商事(株)	直接 100.00	有	当 社 毛 織 物 の 販 売 当 社 所 有 建 物 を 賃 貸 運 転 資 金 の 融 資	毛織物の販売	3,703	売掛金	1,424
子会社	(株)ニッケライフ	直接 100.00	有	運 転 資 金 の 融 資 当 社 所 有 建 物 を 賃 貸	グループ金融 (貸付)	101	短期貸付金	1,150

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
2. 毛織物の販売については、市場価格を勘案し、每期交渉の上、決定している。
3. グループ金融については、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定している。
4. グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載している。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,046円47銭
(2) 1株当たり当期純利益 52円68銭

独立監査人の監査報告書

2021 年 1 月 12 日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 (印)
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 中須賀 高 典 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、日本毛織株式会社の 2019 年 12 月 1 日から 2020 年 11 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021 年 1 月 12 日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 (印)
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 中須賀 高 典 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日本毛織株式会社の 2019 年 12 月 1 日から 2020 年 11 月 30 日までの第 190 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第190期事業年度の取締役等の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役等や内部監査部門・内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として当監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、各社の取締役等及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役等の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月13日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役	上野省吾	⑩
常勤監査役	小宮純一	⑩
社外監査役	片山 健	⑩
社外監査役	上原理子	⑩

以 上